

○内閣府  
厚生労働省 令第一号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第十三号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府令第四号）の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 加藤 勝信

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令

（平成二十七年内閣府令第四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第四条 研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>法第十五条第一項第三号に規定する安定供給確保支援業務に</u>関する事項</p> <p>四 (略)</p> <p>五～十一 (略)</p> <p>(積立金の処分に係る承認申請書の添付書類)</p> <p>第十九条 <u>令第二条第二項</u> (令附則第九条 (令附則第十二条において準用する場合を含む。)) において準用する場合を含む。) の厚生労働省令で定める書類は、承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類とする。</p> | <p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第四条 研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十五条第一項第二号に規定する業務に関する事項<br/>(新設)</p> <p>三 法第十五条第一項第四号及び第五号に規定する調査及び研究に関する事項</p> <p>四～十 (略)</p> <p>(積立金の処分に係る承認申請書の添付書類)</p> <p>第十九条 <u>令第一条第二項</u> (令附則第九条 (令附則第十二条において準用する場合を含む。)) において準用する場合を含む。) の厚生労働省令で定める書類は、承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類とする。</p> |

## 附 則

この命令は、公布の日から施行する。